

(設置)

第1条 長崎大学(以下「本学」という。)に、本学における発明等の研究成果の評価及び管理を行うとともに、これらの研究成果を本学の知的財産として組織的に保護育成及び活用することにより、社会の発展に寄与することを目的として、長崎大学知的財産本部(以下「本部」という。)を置く。

(業務)

第2条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 知的財産の創出、評価及び管理に関すること。
- (2) 知的財産の普及及び啓発に関すること。
- (3) 知的財産の権利化に関すること。
- (4) 知的財産の保護及び活用に関すること。
- (5) 技術移転事業者その他の関係者との連携に関すること。
- (6) 利益相反及び責務相反に関すること。
- (7) その他知的財産に関すること。

2 前項に規定する業務を担当させるため、知的財産室を置く。

(構成)

第3条 本部に、本部長、知的財産室長その他必要な職員を置く。

- 2 本部長は、学長が指名する理事をもって充て、本部の業務を総括する。
- 3 知的財産室長は、学長が指名する専任教員をもって充て、知的財産室の業務を掌理する。
- 4 前項の専任教員の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会)

第4条 本部に、職務発明等審査委員会及び発明等評価委員会を置く。

- 2 前項に規定する委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第5条 本部の事務は、総務部学術国際課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。